



山中栄和 日野郡溝口町大字字代  
 石黒善治 西伯郡幡郷村大字大殿  
 長尾幸一  
 船橋雄治 大字坂長  
 山村静晴  
 西村英雄  
 実松政壽  
 宅野正紀 大字岩屋谷  
 宅野安治  
 岩田知重 大字諸木  
 岩田儀太郎  
 実繁文治 尙徳村大字別所  
 杉村正市  
 富士川 堯 五千石村大字諏訪  
 湯原孝夫

鳥取県告示第五百二十号  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第

一項の規定により、西伯郡中浜村大字新屋永井芳房外十四名の者より、深田川土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年十一月十一日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覽に供すべき書類の名称  
 (一) 土地改良事業計画書の写  
 (二) 定款の写

二、縦覽期間  
 昭和二十七年十一月十二日から同年十二月一日まで

三、縦覽の場所  
 西伯郡中浜村役場  
 余子村  
 境 町

四、異議の申立  
 利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百二十一号  
 次の土地を保安林解除予定地にする旨通知を受けたから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和二十七年十一月十一日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡	所	在	場	所	全	面	積	解除	理由	施業要件	申請者
西伯	逢坂	大字	引立大ナル外六に小	八七林班は、	一八七、六三三	一八七、六三三	三、三〇〇	水源かん養の必要が消滅したと認め			鳥取県知事

鳥取県告示第五百二十二号

次のとおり通信地図の修正測量を行う旨広島島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十七年十一月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、測量地域 日野郡江尾町、神奈川村、米沢村、日光村
- 二、測量期間 昭和二十七年十二月中十三日間
- 三、測量方法 測鎖測量

記